

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第 674号	副産石灰 肥料	かき副 産石灰 35号	アルカリ分 35.0	公定規格のと おり	有限会社坂出組 香川県坂出市白金 町3-1-22	平成23年8月14 日
香川県第 675号	副産石灰 肥料	かき副 産石灰 40号	アルカリ分 40.0	公定規格のと おり	有限会社坂出組 香川県坂出市白金 町3-1-22	平成23年8月26 日